

砥部浄化センターの維持管理業務委託技術提案型競争入札実施要領

平成22年9月3日

砥部町告示第120号

(主旨)

第1条 この告示は、砥部浄化センター維持管理業務（以下「維持管理業務」という。）を委託するにあたり技術提案型競争入札方式により当該維持管理業務の受託者を決定するための必要な事項を定めるものとする。

(参加者の募集等)

第2条 町長は、業務の内容、参加資格、手続、審査の基準等を示した技術提案書募集要項を町が設置する掲示板への掲示、町ホームページへの登載等の適当な方法により公告して参加者を募集するものとする。

(参加表明書の提出)

第3条 維持管理業務の競争入札に参加しようとする者（以下「応募予定者」という。）は、参加表明書を町長が定める日までに提出しなければならない。

2 応募予定者は、参加表明書の作成に当たり不明な点があるときは、質問書により町長に質問するものとする。

3 参加表明書の作成及び提出に要する費用は、応募予定者の負担とする。

(提案書の提出)

第4条 参加表明書を提出した者（以下「提案者」という。）は、募集要項に定めるところにより提案書を町長が定める日までに提出しなければならない。

2 提案者は、提案書の作成に当たり不明な点があるときは、質問書により町長に質問するものとする。

3 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(審査会の設置)

第5条 提出された提案書を審査し、入札参加業者を決定するための審査会を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員若干人で組織する。

3 委員長は、町長とし、委員は副町長、上下水道課職員及び学識経験者とする。

4 学識経験者については、日本下水道事業団の職員をもって充てる。

5 委員は、審査会の業務終了をもってその身分を失う。

6 審査会の事務は、上下水道課において行う。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議における案件は、委員の過半数をもって決する。

3 委員の一部が会議に出席できない場合は、あらかじめ委員全員の同意を得て担当職員が書類を持ち回り、回議することにより会議に代えることができる。

(提案書の審査基準等)

第7条 提案書の審査基準は次のとおりとする。

- (1) 本業務への取組姿勢
- (2) 技術力
- (3) 運営能力

2 提案書の内容等については、審査会においてヒアリングを行うものとする。

(指名業者の選定)

第8条 指名業者の選定は、審査会の委員1人につき100点満点で採点を行い、各委員の採点結果を合算し、その合計点を委員数で除した点数が75点以上の提案者を入札参加者として指名するものとする。

(受託者の決定)

第9条 前条の規定による選定の結果、選定した指名業者が3者以上の場合は、指名競争入札により受託者を決定する。

2 指名業者が2者の場合は、競争見積の結果をもって受託者を決定する。

3 指名業者が1者の場合は、その者を受託者とする。

(結果の公表)

第10条 前2条の結果については、町ホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成22年9月6日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日砥部町告示127号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和元年11月7日砥部町告示158号)

この告示は、公表の日から施行する。